

平成30年7月12日

関係各位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港若松区第3区及び第4区における航泊の禁止について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より関門港内の船舶交通の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、関門港若松区第3区及び第4区の海域において花火大会が実施されることに伴い、平成30年7月21日(土)午後6時30分から午後10時零分までの間、付近海域における船舶交通の安全の確保のため、別紙の港長公示第4号(平成30年7月12日)により一般船舶の航泊を禁止することといたしました。

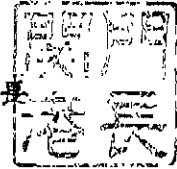
つきましては、貴傘下関係者に公示内容の周知、ご指導方よろしくお願いいたします。

港長公示第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年7月12日

関門港



関門港若松区第3区及び第4区における航泊の禁止について

関門港若松区第3区及び第4区の海域において、花火大会が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶はこの限りではない。

記

1 期間

平成30年7月21日（土）午後6時30分から午後10時零分まで

ただし、午後10時零分より前に花火大会が終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間とする。

2 航泊禁止区域

次の各線及び陸岸により囲まれた海面。

ア 北九州市戸畑区牧山5丁目所在の牧山船舶通航信号所から真方位352.5

度、670メートルの地点(A点)から真方位330度に引いた線

イ A点から真方位54.5度に引いた線

ウ 同信号所から真方位30.5度、1,740メートルの地点(B点)から

真方位291.5度に引いた線

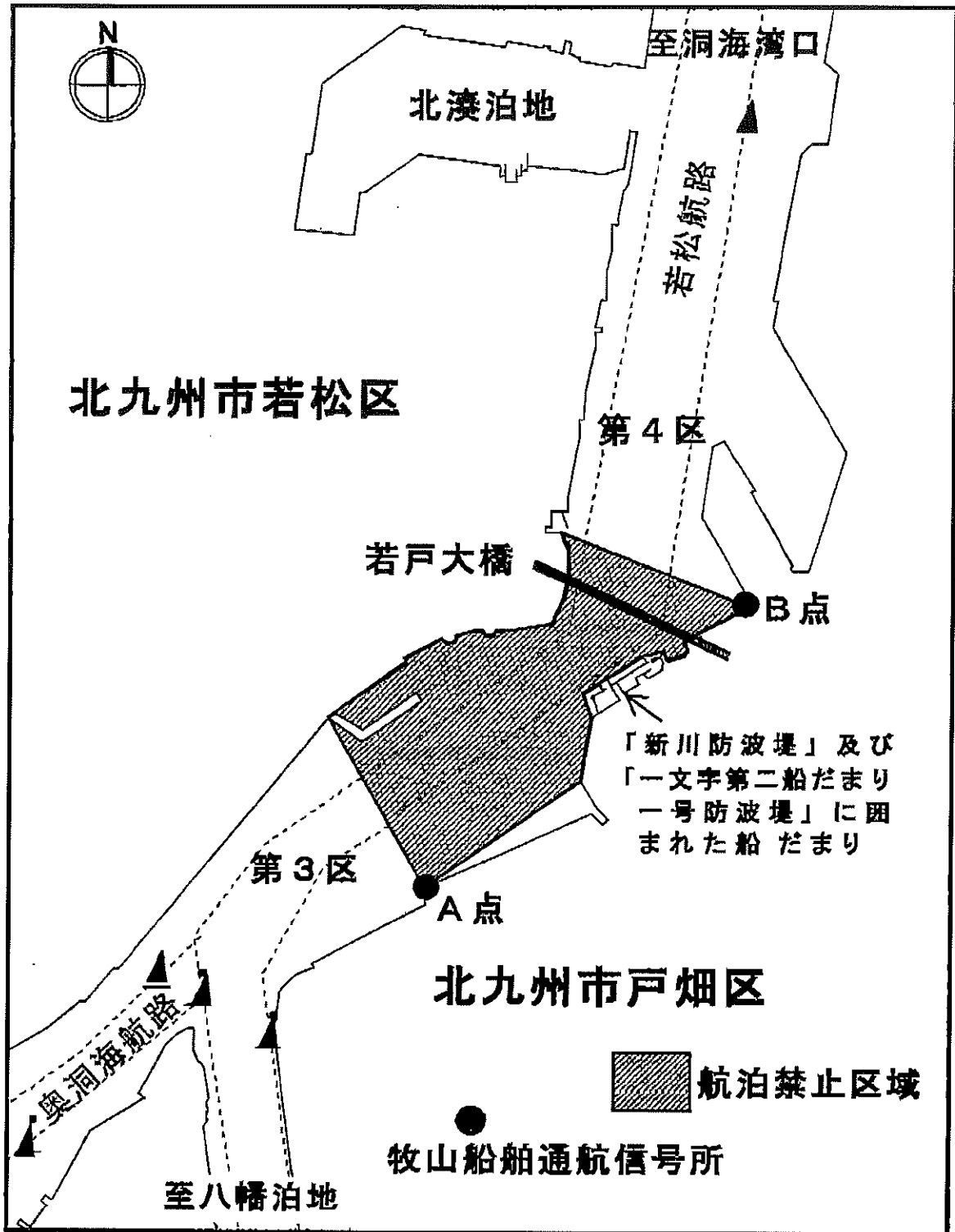
ただし、北九州市戸畑区銀座2丁目所在の「新川防波堤」及び「一文字第二船だまり一号防波堤」に囲まれた船だまりを除く。

(別紙航泊禁止区域略図参照)

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇が警戒に当たるので、海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略图



## 「くきのうみ花火の祭典」に伴う管制信号運用の変更について

平成30年7月21日(土)、関門港若松区第3区及び第4区の海域において「くきのうみ花火の祭典」が行われ、港長公示第4号(平成30年7月12日)により船舶の航泊を禁止することから、下記のとおり管制信号の運用を変更する。

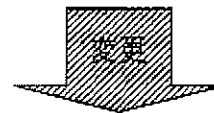
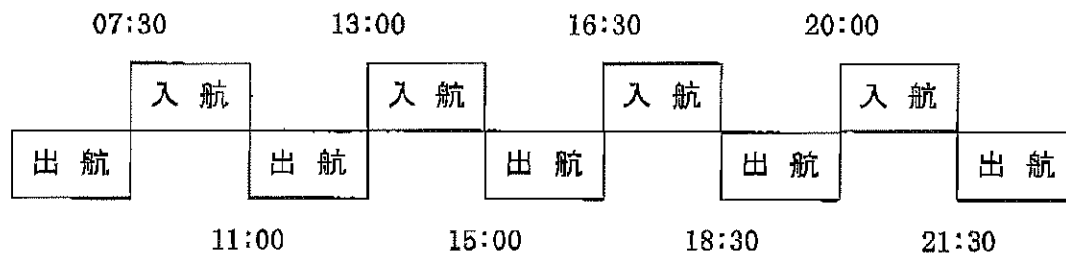
記

### 1 管制信号の運用変更日時

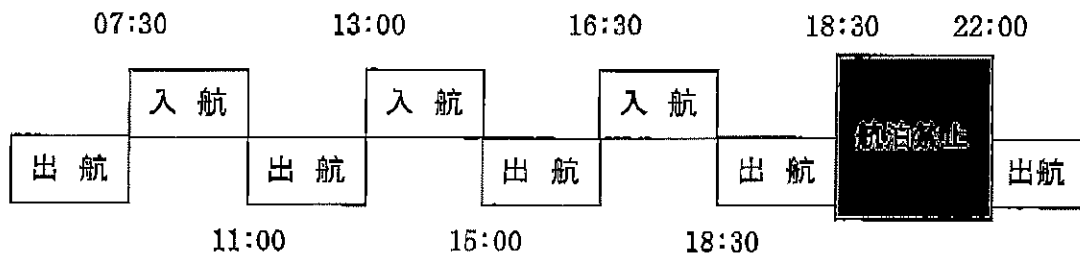
平成30年7月21日(土) 午後6時30分から午後10時まで

ただし、花火大会が午後10時より前に終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間

### 【基準時間】



### 【当日の運用】



### 2 航泊禁止時間帯における管制信号

- (1) 若松港口信号所 : 出航信号(「O」の点滅信号)
- (2) 牧山信号所 港口方面 : 出航信号(「O」の点滅信号)  
八幡・奥洞海方面 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (3) 二島信号所 : 入航信号(「I」の点滅信号)
- (4) 航泊禁止解除後は、各信号所とも出航信号(「O」の点滅信号)
- (5) 航泊禁止時間帯における管制対象船舶の動静例について、別紙に示します。

# 「くきのうみ花火の祭典」開催による 船舶の航泊禁止に伴う管制信号

